

# 新条例の考え方に係る論点

## 【条例の性格】

○条例は理念や都の責務などを概括的に掲げた内容とするべきか、具体的な施策まで盛り込むべきか

## 【就労困難者】

○就労困難者をどう定義するべきか、条例では概括的な表現にとどめることが適切ではないか

## 【ソーシャルファーム】

○今後都が支援すべき「ソーシャルファーム」をどう定義すべきか。条例では概括的な表現にとどめ、多様な可能性を残すべきではないか

## 【事業者・都民の責務】

○事業者や就労を希望する都民にどの程度の義務を課すことが適切か。実情を踏まえ、努力義務とすることが適切ではないか

## 【都民・事業者への支援】

○条例の中で、就労を希望する都民や事業者に向けた支援の内容をどの程度まで明らかにするか